

# 資格関係の手続

## 【マニュアル・SSC以外版】

(組合員・被扶養者の資格の得喪、氏名変更等)

〒540-8571  
大阪府中央区大手前2丁目  
公立学校共済組合大阪支部 資格担当  
TEL：06-6941-3164  
FAX：06-6941-3672  
<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>



## 目次

---

	用語・凡例
1	組合員本人の資格取得
2	被扶養者の資格取得（認定申告）
3	組合員の資格喪失
4	被扶養者の資格喪失
5	組合員証の紛失・汚損（R7.12.1まで） 資格確認書・資格情報のお知らせの紛失・汚損
6	登録内容変更
7	マイナンバーカード紛失
8	マイナ保険証の利用登録の解除申請
9	保有するマイナ保険証の利用が困難な方への対応
10	マイナンバーカードの電子証明有効期限切れ マイナンバーカードの返納
参考	受診時に提示するもの・資格確認書の期限について

**【用語】****(1) 医療保険のデータベース**

共済組合や健康保険組合等の医療保険者がマイナンバーを基に資格情報等を登録し、また医療機関が受診者の健康保険の資格を確認するために参照する社会保険診療報酬支払基金が運営するデータベース。このデータベースに資格情報等が登録されないと、医療機関でオンライン資格確認ができず、マイナ保険証で保険診療を受けることができません。

また、マイナ保険証の保有状況の情報もこのデータベースから医療保険者に対し、月次で提供されます。

**(2) 資格情報のお知らせ**

医療保険のデータベースに、資格情報が登録（更新）されたことをお知らせする書類。登録状況は、マイナポータルで自身で確認することもできます。公立学校共済組合の福祉事業を利用する際の本人資格確認書類としても利用します。

また、マイナ保険証の読み取りができない場合は、資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに受付に提示することで保険診療を受けていただけます。

**(3) 資格確認書**

マイナンバーカードを取得していない、またはマイナンバーカードを取得しているが健康保険証の利用登録をしていない等マイナ保険証を保有しない方に、組合員証・被扶養者証に代わって共済組合が交付する保険診療を受けるために必要な書類で、以下の2種類があります。

**①資格確認書（短期）**

有効期限が4か月程度で、以下のような方に交付します。

- ・令和6年12月2日以降、資格取得された全ての方（医療保険のデータベースに共済組合の資格情報が登録されるまでの間、マイナ保険証が利用できないため）
- ・マイナ保険証を紛失し、マイナ保険証が再交付されるまでに保険診療を受けるため、交付を申請した方

**②資格確認書（長期）**

有効期限が最大5年で、以下のような方に交付します。

- ・組合員証が交付されている方で、令和7年12月1日までにマイナンバーカードを取得していない、またはマイナンバーカードを取得しているが健康保険証として利用登録をしていない等マイナ保険証を保有しない方（※）
  - ・令和6年12月2日以降資格取得した方のうち、共済組合がマイナ保険証がないと確認した方（※）
  - ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方（※）
  - ・マイナンバーカードを返納した方（※）
  - ・マイナ保険証の利用登録解除を共済組合に申請した方
  - ・保有するマイナ保険証の利用が困難な方で共済組合に申請した方
- （※）医療保険のデータベースからの情報提供に基づき、職権で交付します。

**【凡例】**

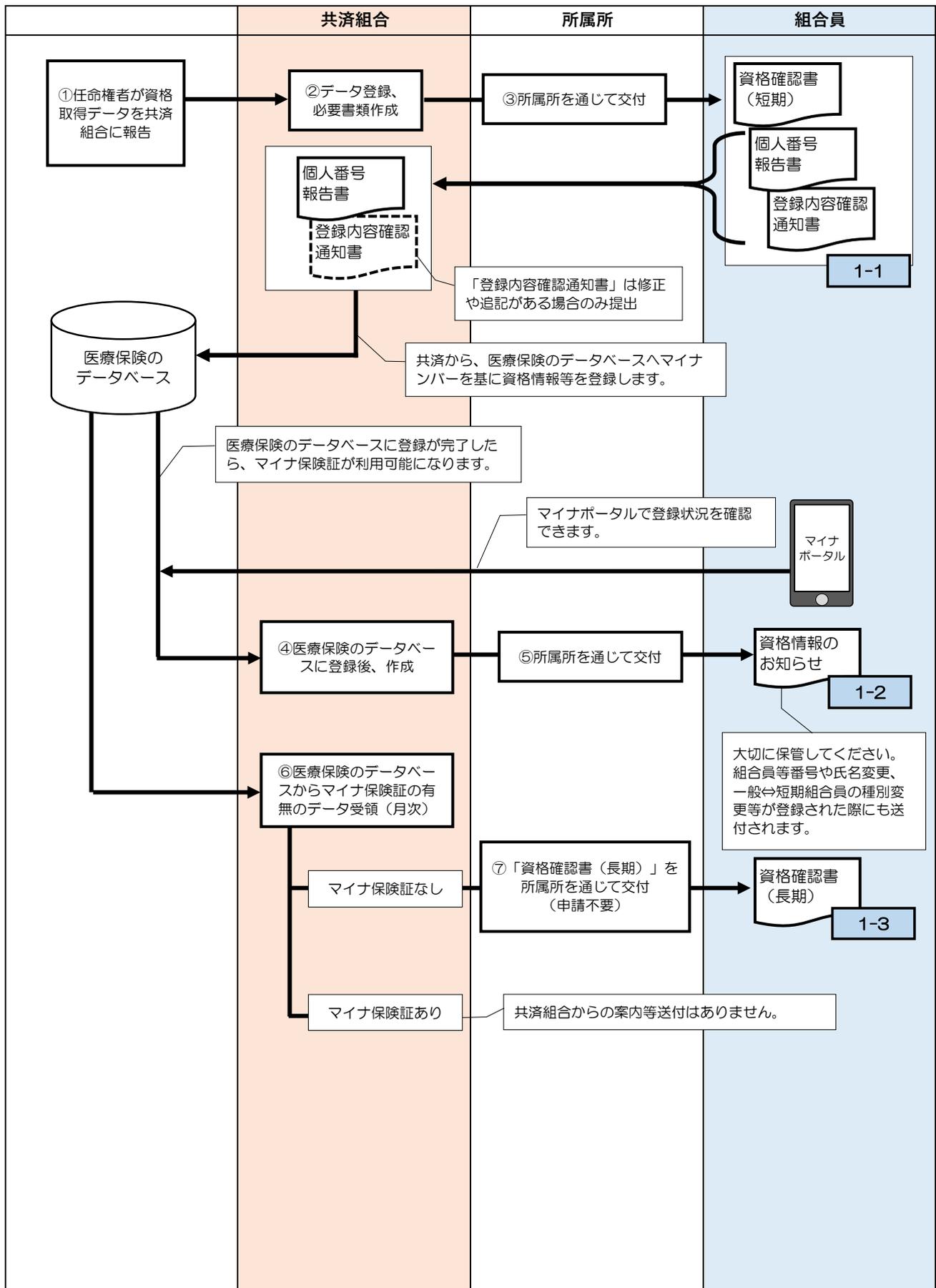
被扶養者認定  
申告書  
(2-2)

書類を表します。末尾の（ ）は大阪支部のホームページ「様式集（諸用紙のダウンロード）」内の「組合員資格等関係の様式」に記載している様式番号です。

1-：組合員の資格の取得・喪失(退職、転出等)関係  
2-：被扶養者の認定・取消関係  
3-：その他の申請関係

組合員本人の資格取得

1



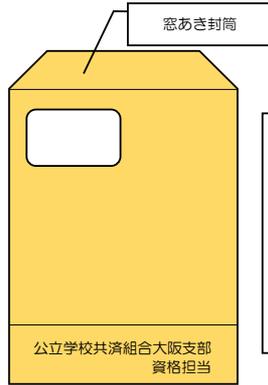
記載の書類以外に案内等を同封させていただくことがあります。

1-1

# 資格確認書 (短期)

任命権者からの資格取得データに基づき作成

75歳以上で新たに資格取得した方は、医療保険は後期高齢者医療制度の適用を受けるため、資格確認書・資格情報のお知らせは交付しません。  
ただし、資格取得の手続きは必要となります。登録内容確認通知書（修正・追記がある場合）及び個人番号報告書の提出をお願いします。



(1)所属所長あて通知（A4）、案内文書（A4、2枚）の見本  
(2)個人あての案内：5点、人数分  
以上(1)/(2)を窓あき封筒に封入して、所属所長あて発送します。

所属所長あて通知

▶対象者のリスト

▶参考に「4. 案内文書2枚」の見本を添付

1. 資格確認書（短期）
  2. 登録内容確認通知書
  3. 個人番号報告書
  4. 案内文書2枚
  5. 意思表示保護シール
- 以上5点

1. 資格確認書  
有効期限：交付から4か月  
▶マイナ保険証が使用できるようになるまで、またはマイナ保険証がない方は資格確認書（長期）が送付されるまでに、保険診療時に提示いただくもの  
▶裏面：住所記載欄及び臓器提供意思表示欄

2. 登録内容確認通知書  
▶任命権者等から提供された資格取得データを印字したものです。印字内容に誤りや漏れがある場合は、修正・追記のうえ共済組合に提出。  
(裏面なし)

3. 個人番号報告書  
▶個人番号（マイナンバー）を報告する様式  
(裏面なし)

4. 案内文書(2枚)  
▶必ず行っていただく手続きや被扶養者認定についての案内  
▶今後の送付されるものの流れ

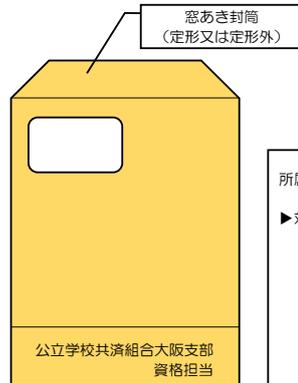
意思表示  
保護シール

1-2

# 資格情報のお知らせ

資格取得後、医療保険のデータベースに共済組合の資格情報が登録されたら作成

※同時に資格取得した場合でも、マイナンバーの登録状況等により、送付時期が異なることがあります。



(3)所属所長あて通知：A4  
(4)資格情報のお知らせ：A4両面印刷、人数分  
以上(3)/(4)を窓あき封筒に封入して、所属所あて発送します。

所属所長あて通知

▶対象者のリスト

資格情報のお知らせ

- ▶医療保険のデータベースに共済組合の資格情報が登録できたことをお知らせする文書
- ▶表面は資格情報
- ▶裏面に案内、マイナ保険証が利用可能に。マイナ保険証ない場合は、資格確認書（長期）送付。
- ▶お知らせで保険診療は不可。

以下の情報の変更が登録された場合にも送付されます。

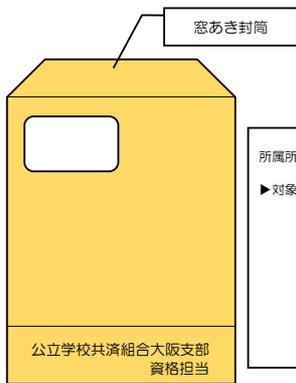
- ・組合員等番号
- ・氏名
- ・負担割合（70歳以上）
- ・組合員種別（一般⇄短期）

1-3

# 資格確認書

医療保険のデータベースから月次で提供されるマイナ保険証の保有状況により、マイナ保険証を保有していない場合に作成（申請不要）

※同時に資格取得した場合でも、マイナンバーの登録状況等により、送付時期が異なることがあります。



(5)所属所長あて通知：A4  
(6)「資格確認書」「案内」「保護シール」の3点をビニールの封筒に、個人ごとに封入（被扶養者も個別）  
以上(5)/(6)を窓あき封筒に封入し、所属所あて発送します。

所属所長あて送付文書

▶対象者のリスト

【案内】A4 1枚  
三つ折りで同封

- ▶マイナ保険証を保有していないことが確認できたので「資格確認書」を送付します。ぜひマイナ保険証登録を。
- ▶有効期限までに資格喪失したら返納。
- ▶有効期限到来時に、マイナ保険証なければ自動で更新後の確認書を送付。マイナ保険証あれば、送付しません。

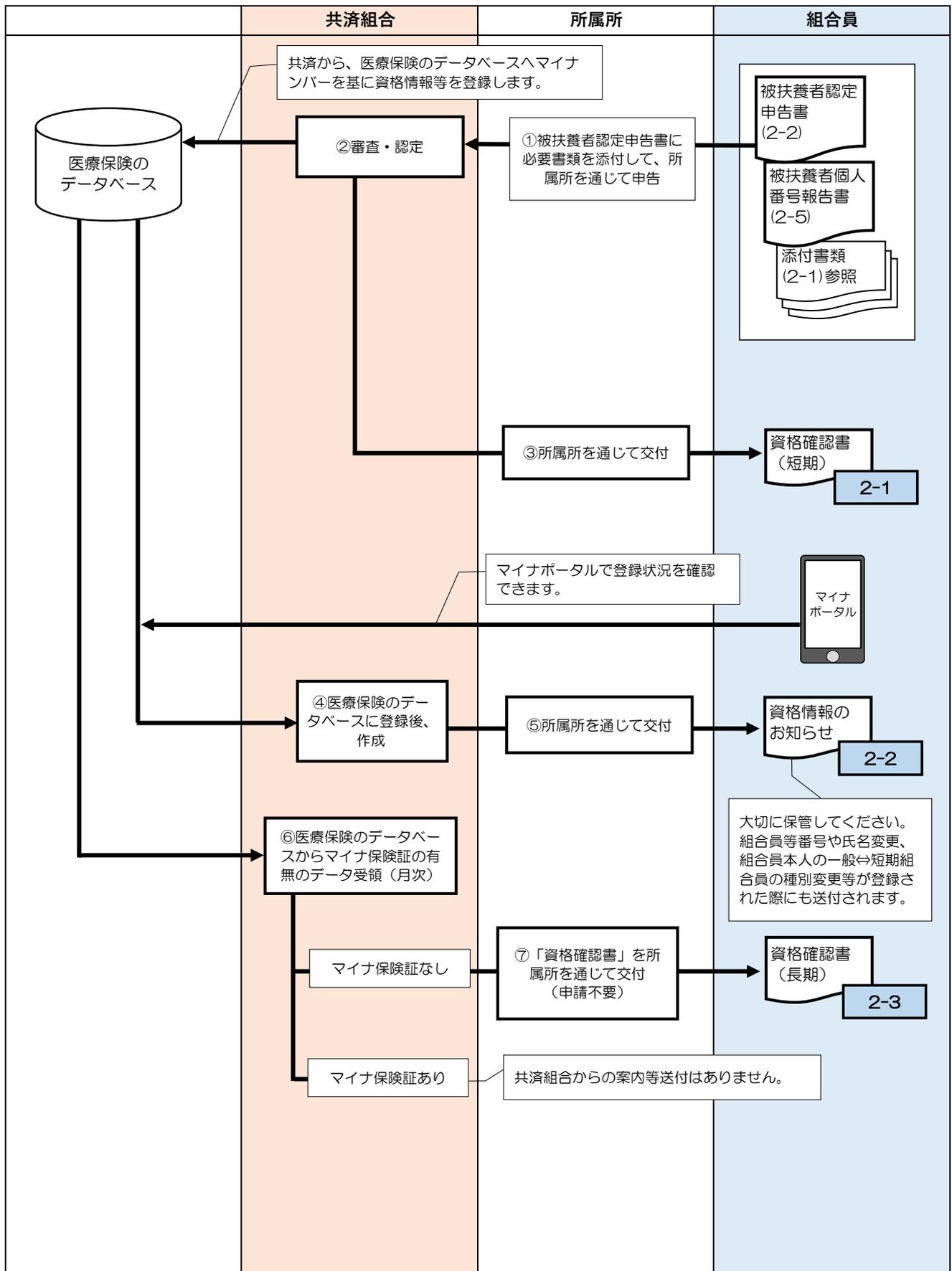
意思表示  
保護シール

透明のビニール封筒

はがき型（厚紙縦128mm 横91mm）

被扶養者の資格取得（認定申告）

2



**被扶養者の資格取得（認定申告）  
（送付物）**

**2**

記載の書類以外に案内等を同封させていただくことがあります。

**2-1**

**資格確認書（短期）**

被扶養者認定申告に基づき交付

窓あき封筒

公立学校共済組合大阪支部 資格担当

(1)所属所長あて通知：A4  
(2)個人あての案内：3点、人数分  
以上(1)(2)を窓あき封筒に封入して、所属所長あて発送します。

所属所長あて通知  
▶対象者のリスト

個人あて案内  
1. 資格確認書（短期）  
2. 案内文書(2枚)  
3. 意思表示保護シール  
以上3点

1. 資格確認書  
有効期限：交付から4か月  
▶マイナ保険証が使用できるようになるまで、またはマイナ保険証がない方は資格確認書（長期）が送付されるまでに、受診時に提示いただくもの  
▶裏面：住所記載欄及び臓器提供意思表示欄

2. 案内文書(2枚)  
▶被扶養者の状況の把握、収入限度額の案内等  
▶今後の送付されるものの流れ

意思表示欄保護シール

**2-2**

**資格情報のお知らせ**

資格取得後、医療保険のデータベースに共済組合の資格情報が登録されたら交付

※同時に被扶養者認定した場合でも、マイナンバーの登録状況等により、送付時期が異なることがあります。

窓あき封筒（定形又は定形外）

公立学校共済組合大阪支部 資格担当

(3)所属所長あて通知：A4  
(4)資格情報のお知らせ：A4両面印刷、人数分  
以上(3)(4)を窓あき封筒に封入して、所属所あて発送します。

所属所長あて通知  
▶対象者のリスト

資格情報のお知らせ  
▶医療保険のデータベースに共済組合の資格情報が登録できたことをお知らせする文書  
▶表面は資格情報  
▶裏面に案内、マイナ保険証が利用可能に。マイナ保険証ない場合は、資格確認書（長期）送付。  
▶お知らせで保険診療は不可。

以下の情報の変更が登録された場合にも送付されます。  
・組合員等番号  
・氏名  
・負担割合（70歳以上）  
・組合員種別（一般⇄短期）

**2-3**

**資格確認書**

医療保険のデータベースから月次で提供されるマイナ保険証の保有状況により、マイナ保険証を保有していない場合に交付（申請不要）

※同時に被扶養者認定した場合でも、マイナンバーの登録状況等により、送付時期や送付物が異なることがあります。

窓あき封筒

公立学校共済組合大阪支部 資格担当

(5)所属所長あて通知：A4  
(6)「資格確認書」「案内」「保護シール」の3点をビニールの封筒に、個人ごとに封入（被扶養者も個別）  
以上(5)(6)を窓あき封筒に封入し、所属所あて発送します。

所属所長あて送付文書  
▶対象者のリスト

【案内】A4 1枚  
三つ折りで同封  
▶マイナ保険証を保有していないことが確認できたので「資格確認書」を送付します。ぜひマイナ保険証登録を。  
▶有効期限までに資格喪失したら返納。  
▶有効期限到来時に、マイナ保険証なければ自動で更新後の確認書を送付。マイナ保険証あれば、送付しません。

資格確認書

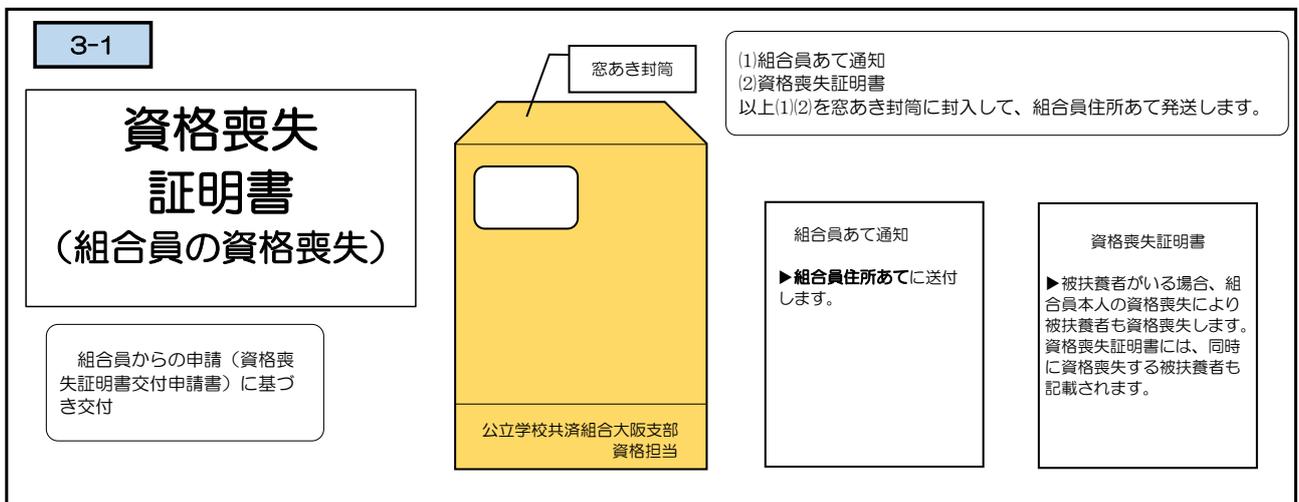
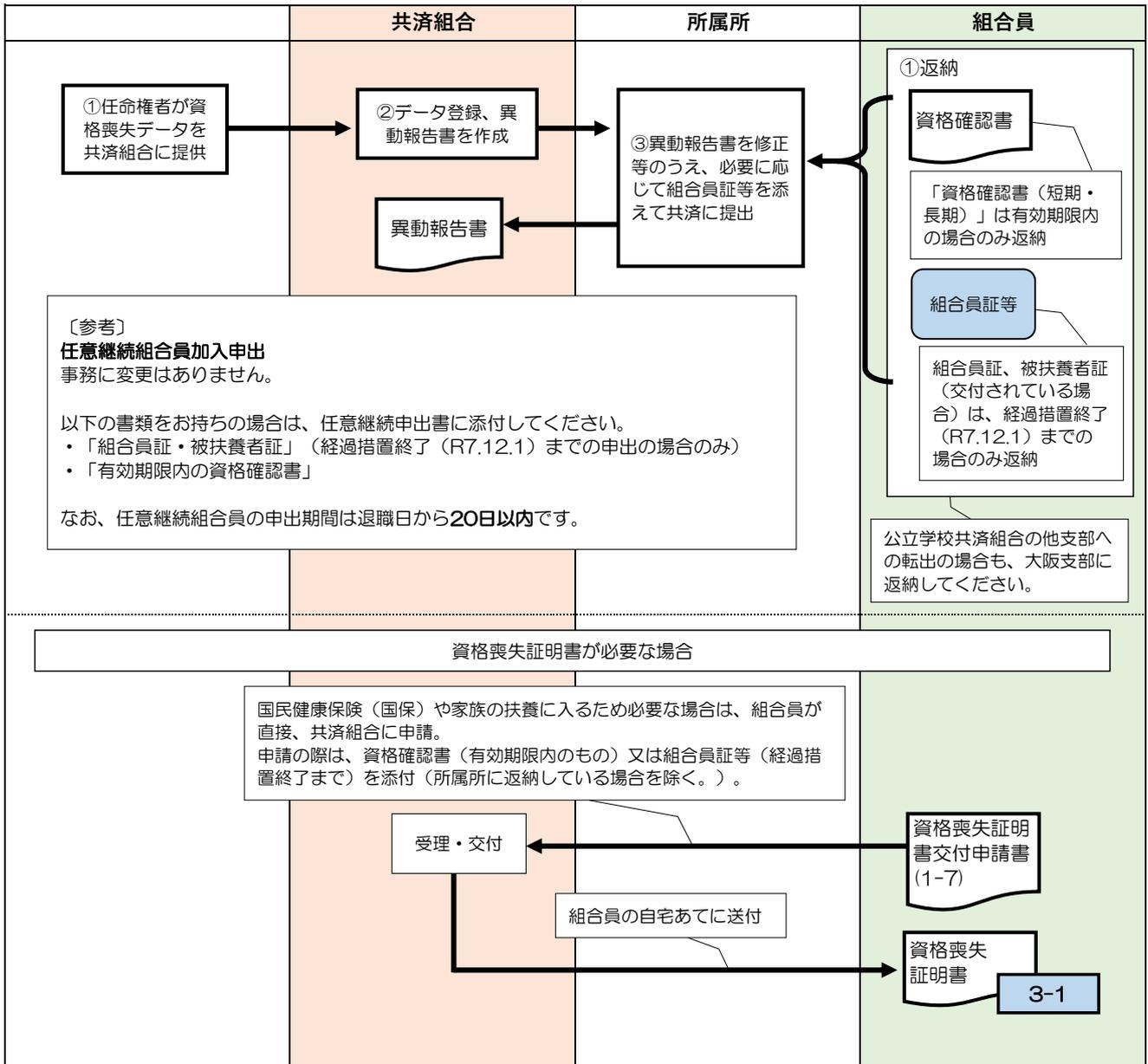
意思表示欄保護シール

透明のビニール封筒

はがき型（厚紙縦128mm 横91mm）

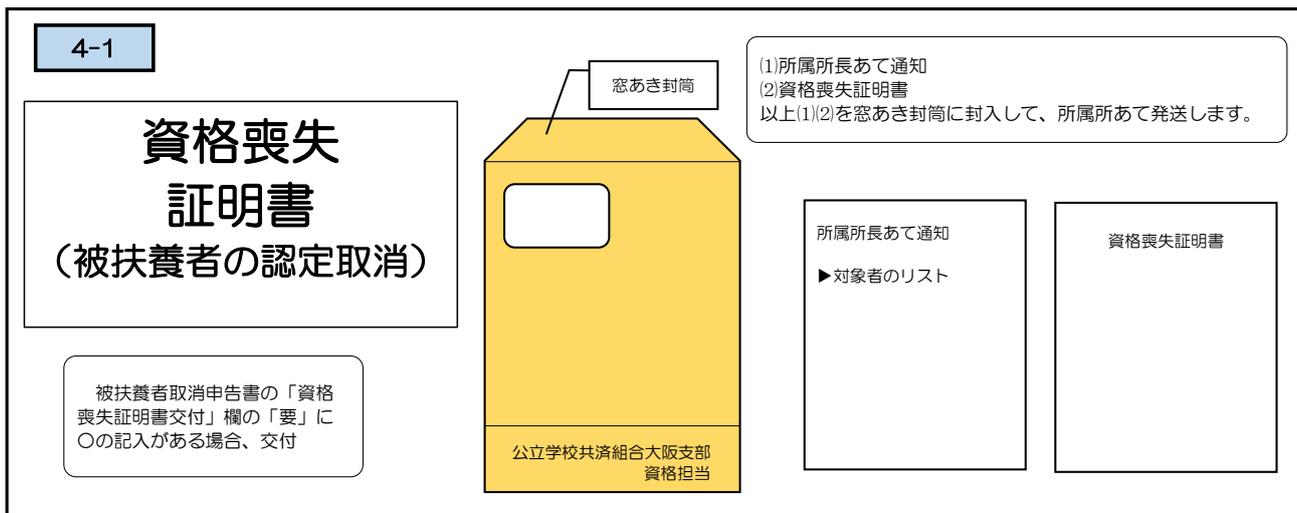
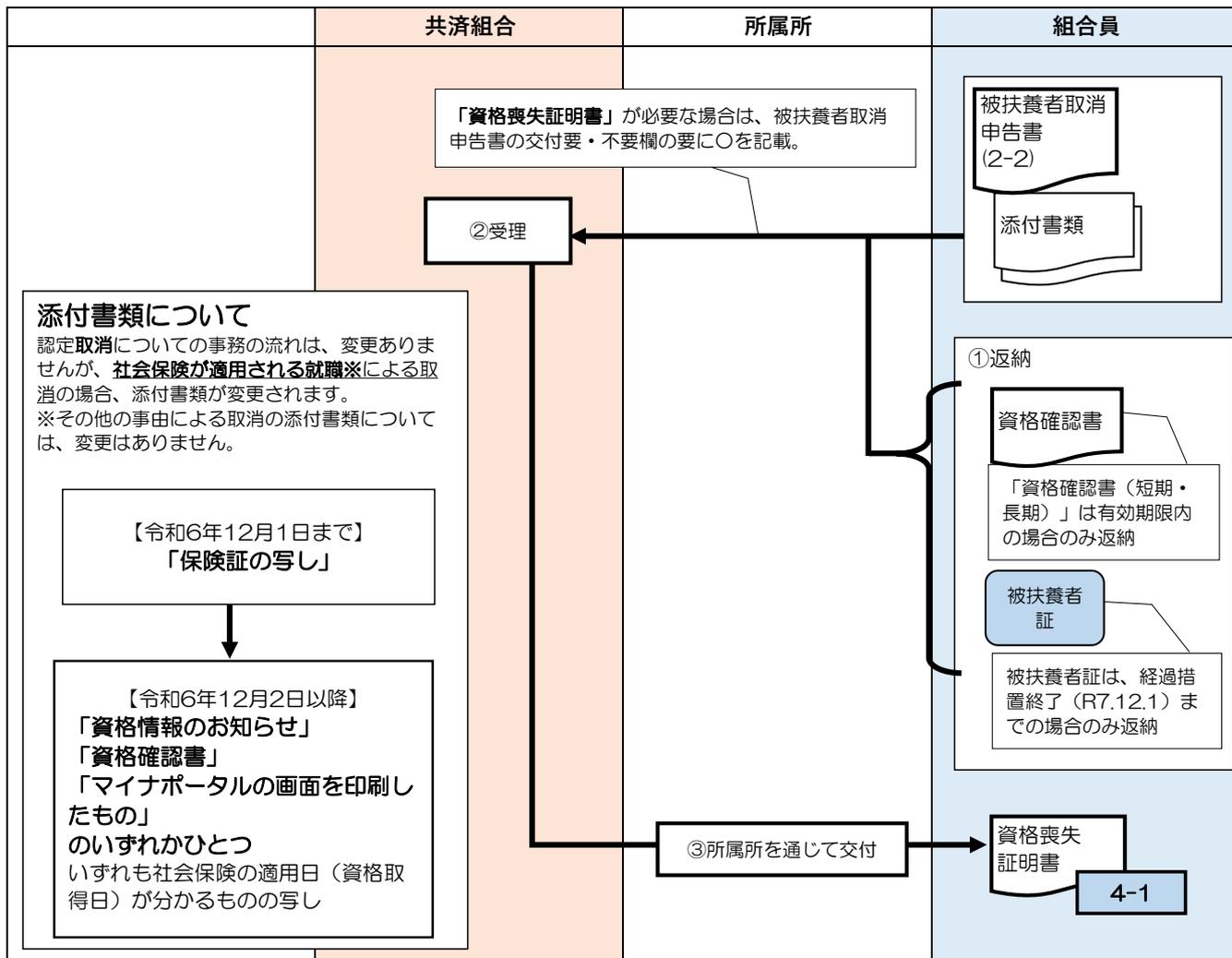
資格喪失（組合員）

3

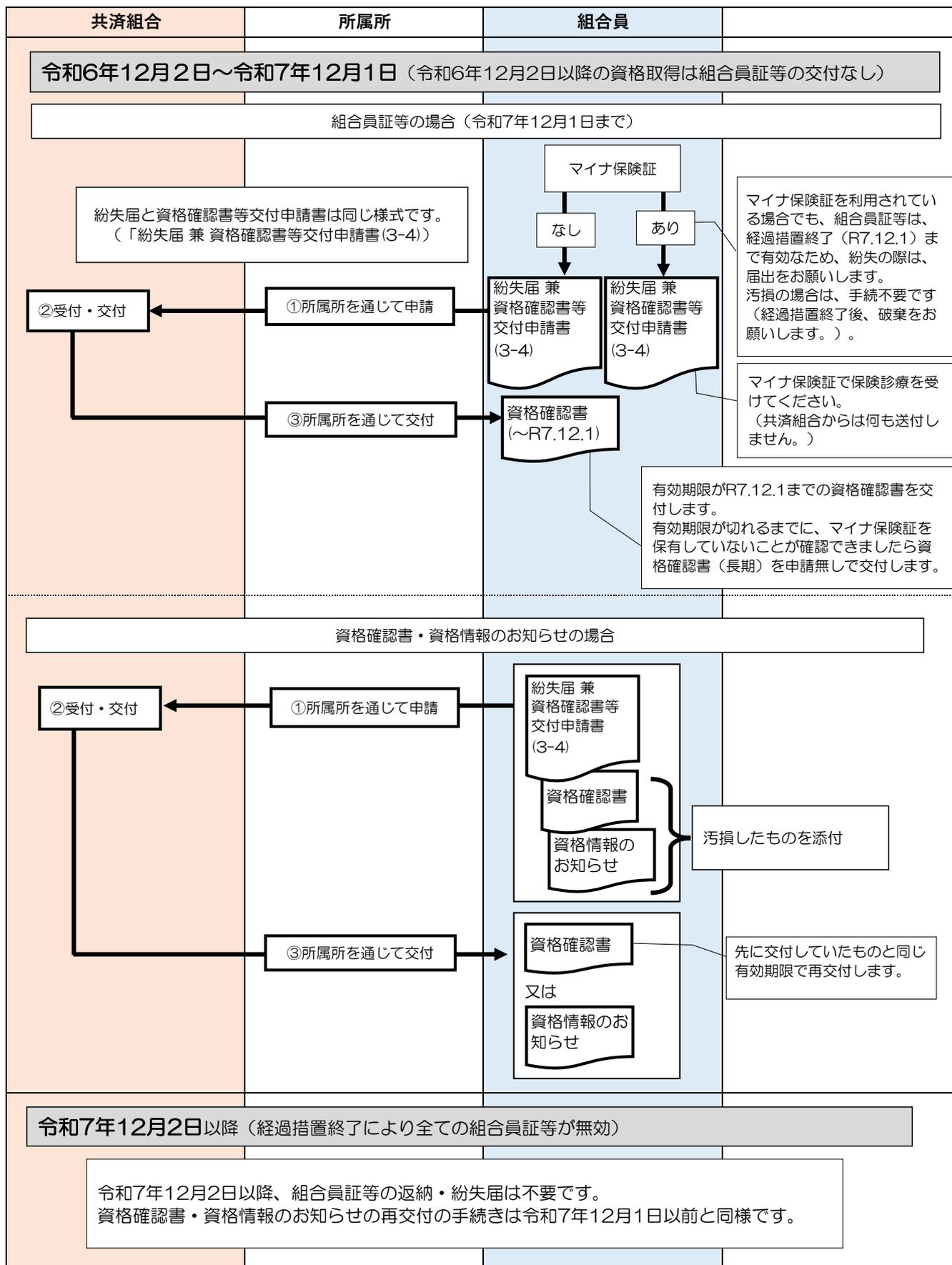


資格喪失（被扶養者）

4



組合員証等の紛失・汚損（R7.12.1まで）  
資格確認書・資格情報のお知らせの紛失・汚損

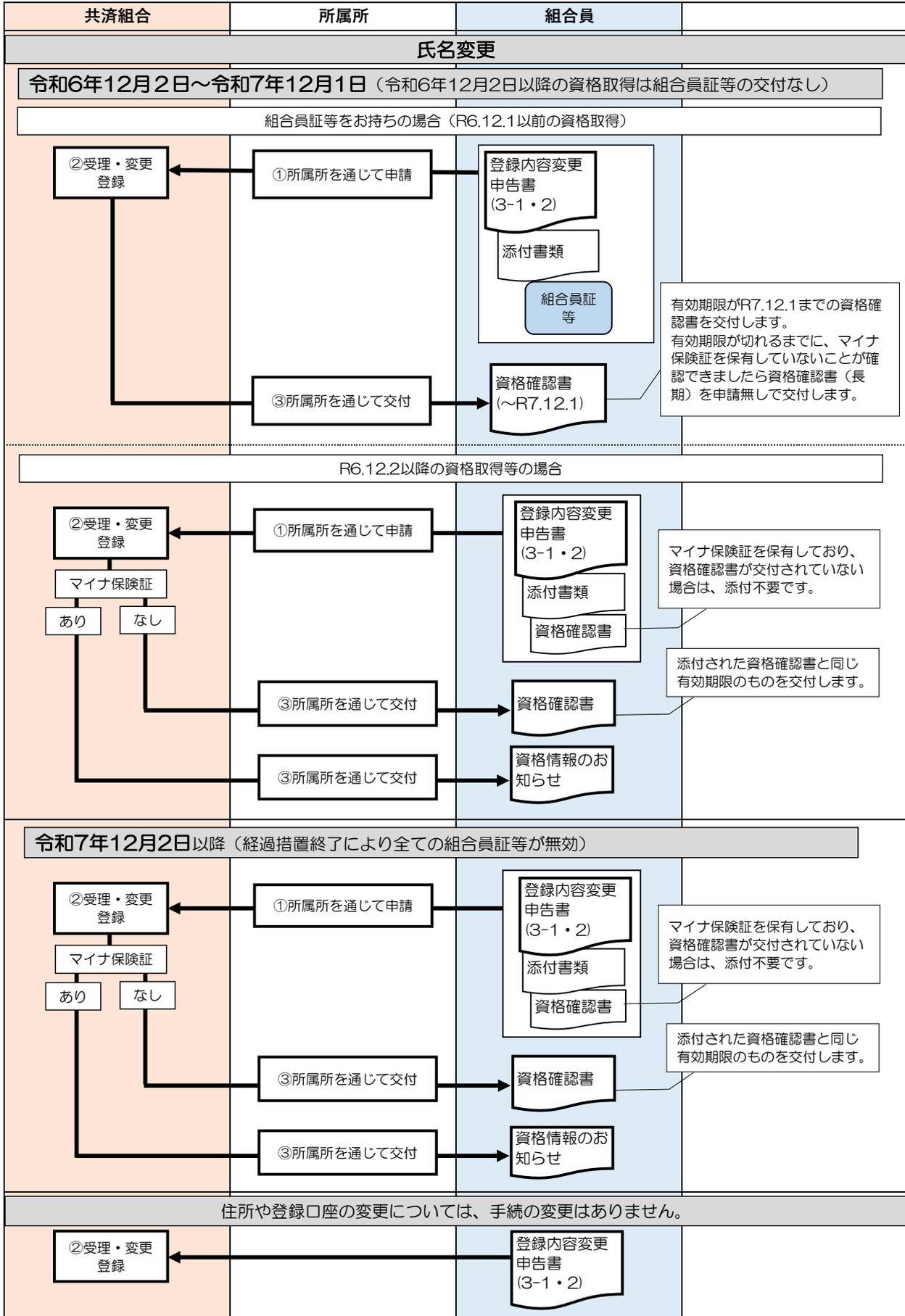


登録内容変更

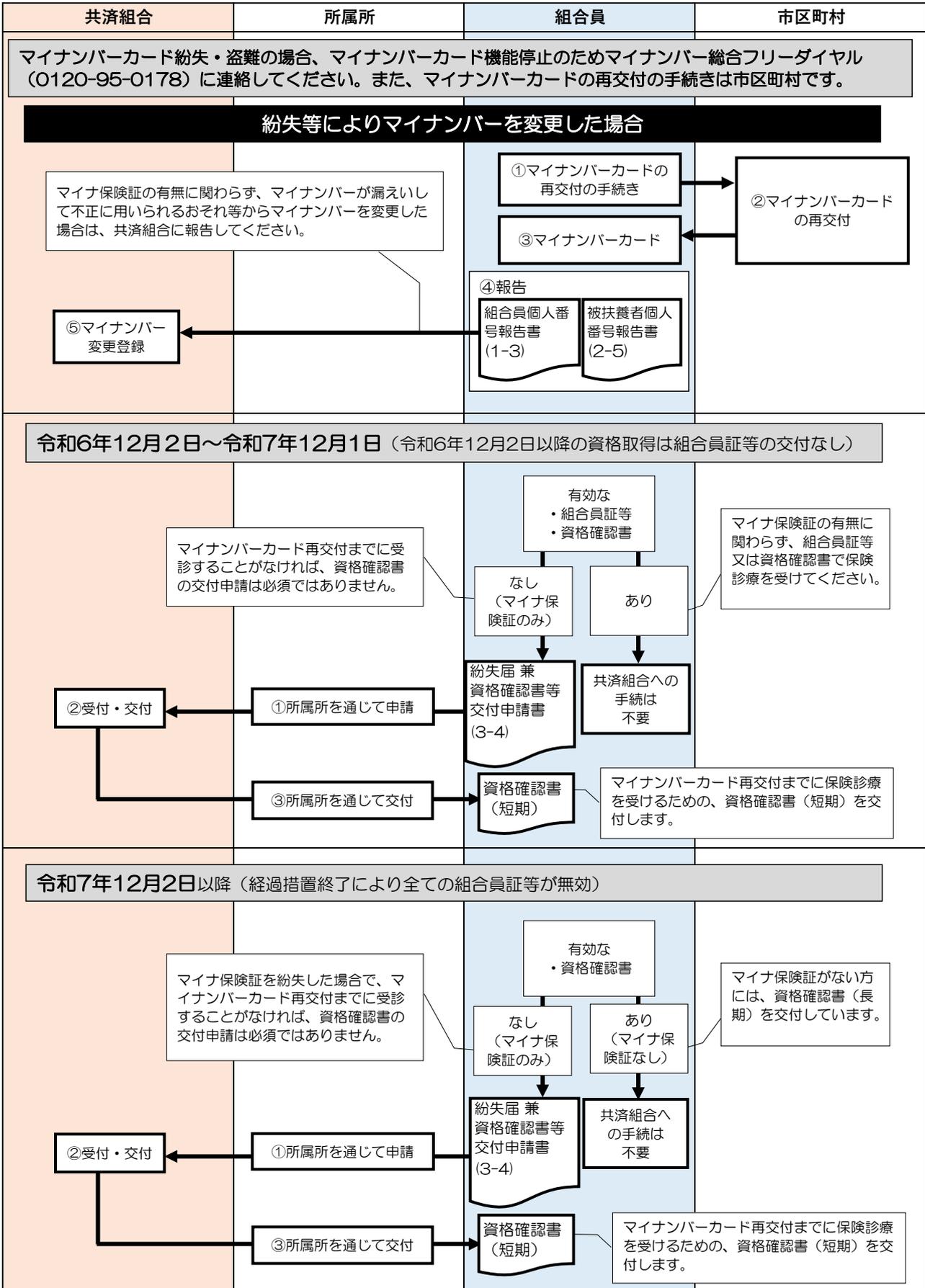
※マイナンバーカードの氏名変更とは別に、共済組合への氏名変更手続きが必要です。氏名変更された資格確認書を交付する場合も、別途、医療保険のデータベース更新完了後、資格情報のお知らせを交付します。

R7.1.27改訂

6

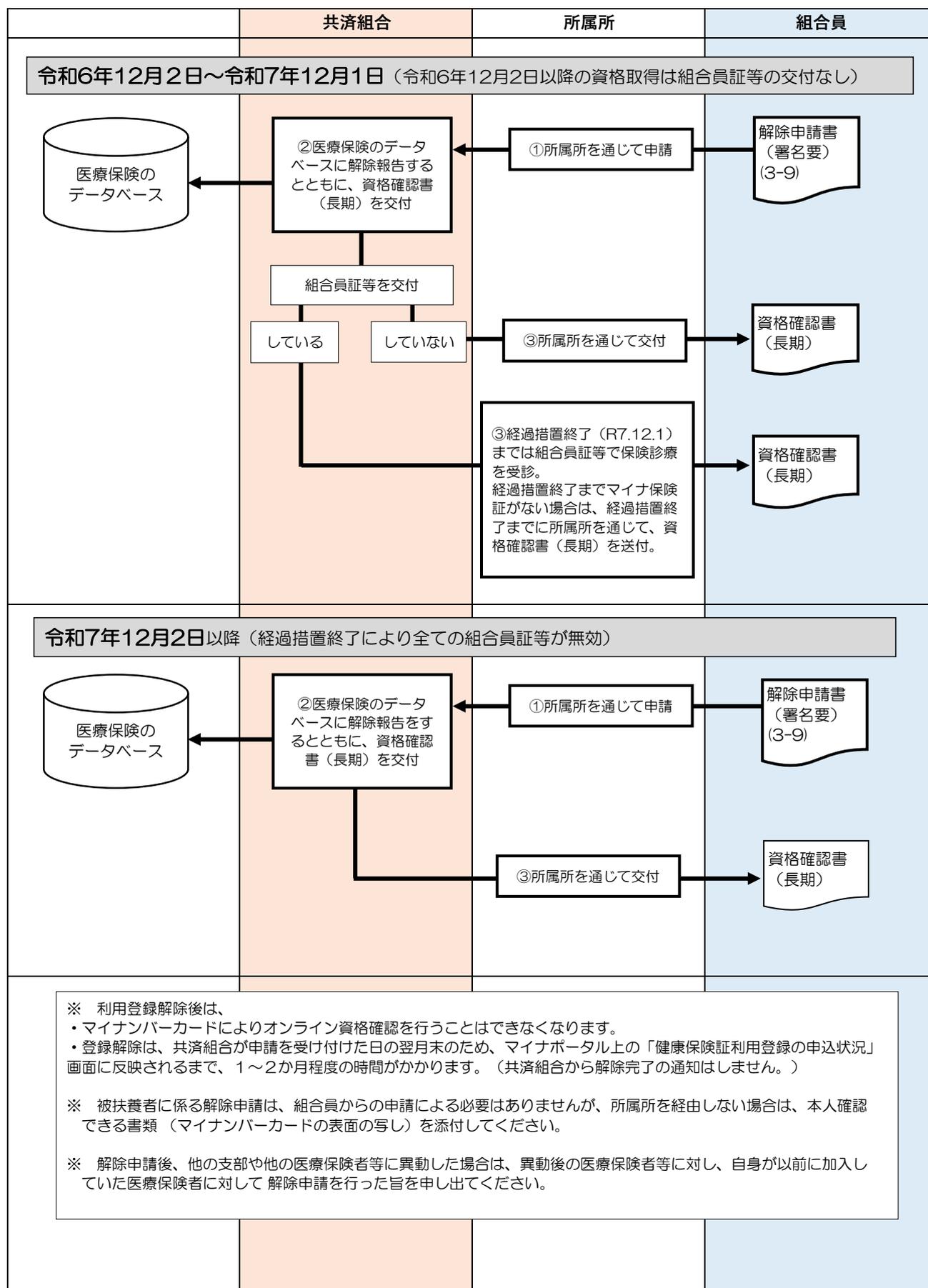


マイナンバーカード紛失



## マイナ保険証の利用登録解除

8



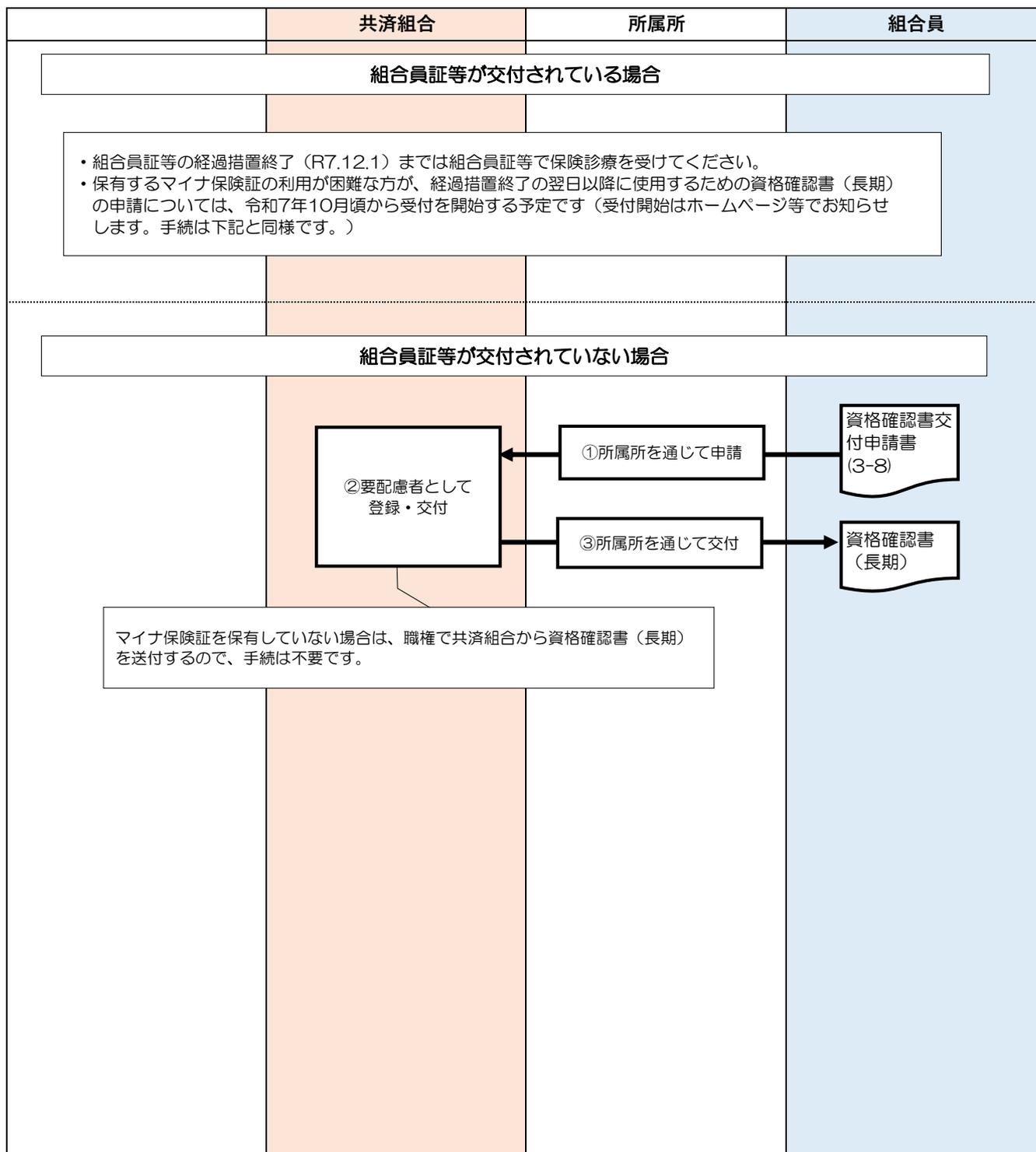
## 保有するマイナ保険証の利用が困難な方への対応

9

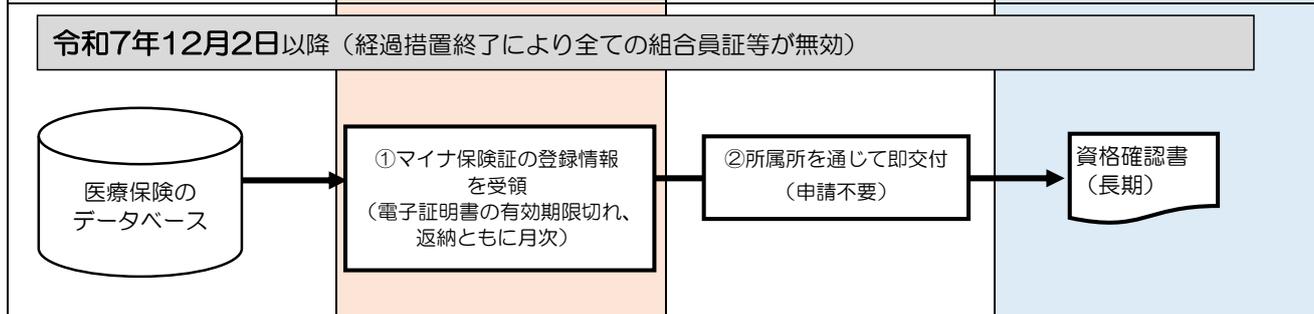
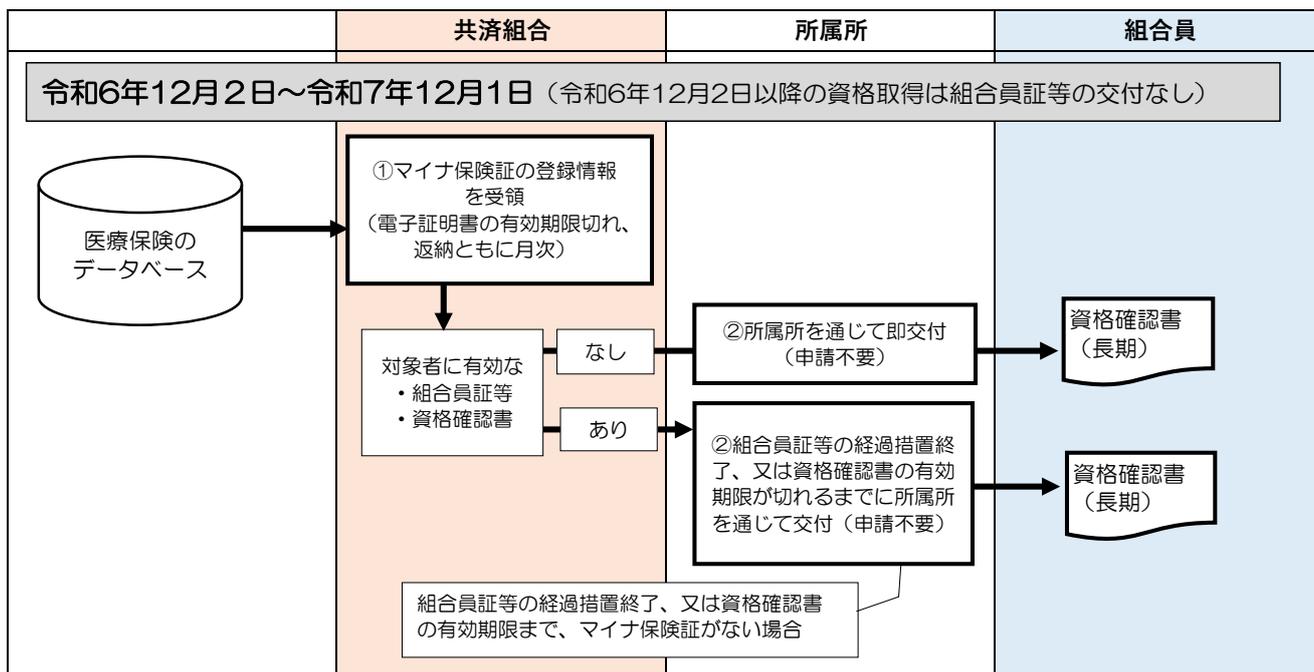
保有するマイナ保険証の利用が困難な方（要配慮者）とは国の通知により、「要介護の高齢者」、「障がいをお持ちの方」及び「介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある者」等が該当者となります。

これらの方々には、共済組合への申請により資格確認書（長期）が交付されます。

※マイナ保険証を保有しており、利用が困難でない（利用できる）方で、資格確認書（長期）の交付を希望される場合は、マイナ保険証の利用登録の解除をお願いします。



- ・マイナンバーカードの電子証明有効期限切れ
- ・マイナンバーカードの返納



**※マイナンバーカードの返納について**  
 当初、国からの通知では、随時情報提供される予定でしたが、当面月次でしか提供されないこととされました。そのため、有効な組合員証等又は資格確認書を持っていない場合、共済組合から職権で資格確認書を交付するまでに**1か月以上期間を要します。**  
 直ちに資格確認書が必要な場合は、「紛失届 兼 資格確認書等交付申請書」で交付申請をしてください。（該当する届出の番号を◎とし、その他の欄に「マイナンバーカードを返納したため資格確認書の交付を申請する」と記入してください。）

**※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限について**  
 マイナンバーカードには、カード券面に記載されているカード自体の有効期限とは別に、カードに格納されている電子証明書の有効期限（5年）があります。更新手続きをせず電子証明書の有効期限が過ぎた場合は、e-Tax等の電子申請や健康保険証等に使用できなくなります。  
 ただし、電子証明書の有効期限経過後、3か月はマイナンバーカードを健康保険証として使用できるとされています。3か月経過するまでに更新手続きを行わなかった場合は、共済組合から職権で資格確認書を交付します。  
 電子証明書の更新手続きは、お住いの市区町村となります。詳細は、お住いの市区町村又はマイナンバーカード総合サイトやマイナンバー総合フリーダイヤルでご確認ください。

**お問い合わせ先**

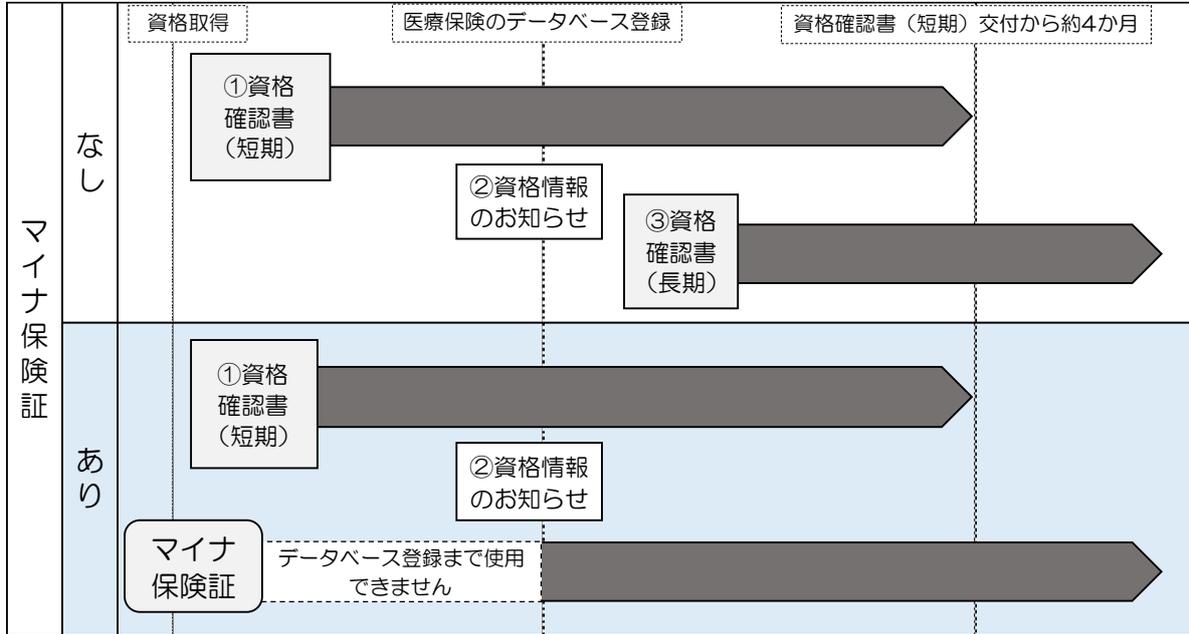
公式サイト マイナンバーカード総合サイト 検索 <https://www.kojinbango-card.go.jp>

お問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル マイナンバー **0120-95-0178** 平日 9時30分～20時00分（年末年始を除く）  
土日祝 9時30分～17時30分  
マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 におかけください。

令和6年12月2日以降に資格取得した方※が、保険診療を受ける際に提示するもの

※資格取得日・被扶養者認定日が令和6年12月1日以前であっても、令和6年12月2日時点で組合員証等が交付されていない方を含む。



- ① 任命権者からの任用データまたは被扶養者認定申告に基づき、資格取得後、「資格確認書（短期）」を交付
- ② 医療保険のデータベースに組合員の情報登録ができたなら「資格情報のお知らせ」を交付（資格情報のお知らせのみでは受診できません。）
- ③ データベースからマイナ保険証保有の情報が月次で提供されるので、マイナ保険証がない方には「資格確認書（長期）」を申請いただくことなく交付

資格確認書の有効期限について

資格確認書（短期）：交付日から3か月経過後、最初の月末まで

R6	R7			
12.2日	1月	2月	3月	4月
●	→	→	→	
●	→	→	→	
●	→	→	→	

資格確認書（長期）：交付日から4年経過後、最初の12月末日まで

R6	R7				R8				R9				R10				R11				R12			
12.2日	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12
●	→																							
●	→																							
●	→																							

※令和6年12月中に発行する資格確認書は最長で令和7年12月1日までの予定です。マイナ保険証を保有していない場合は、有効期限が切れるまでに資格確認書（長期）を申請なしで交付します。